

# (5)街なみ環境整備事業による京町家再生 (平成16年～)

## ■ 姉小路界限地区は府下で最初の街なみ環境整備事業地区です！

姉小路界限地区の様々な活動および建築協定の締結の成果を踏まえ、京町家と調和した街なみを創造し、地域の魅力や活力を高めることを目的に、「街なみ環境整備事業」の導入が決定しました。平成14年度～16年度で「姉小路界限地区街なみ環境整備事業」の事業計画策定を行い、16年9月末に「まちづくり協定とその区域」について、京都市の承認を得ました。

協定は「姉小路界限町式目（平成版）」を実現するために、都心界限の居住環境を保全しつつ、職住共存地区の環境を維持増進することを目的とし、2つの建築協定区域を対象としています。16年度に事業制度を活用して2件の京町家再生が実現しています。17年度も同様に2件の事業が完了しました。

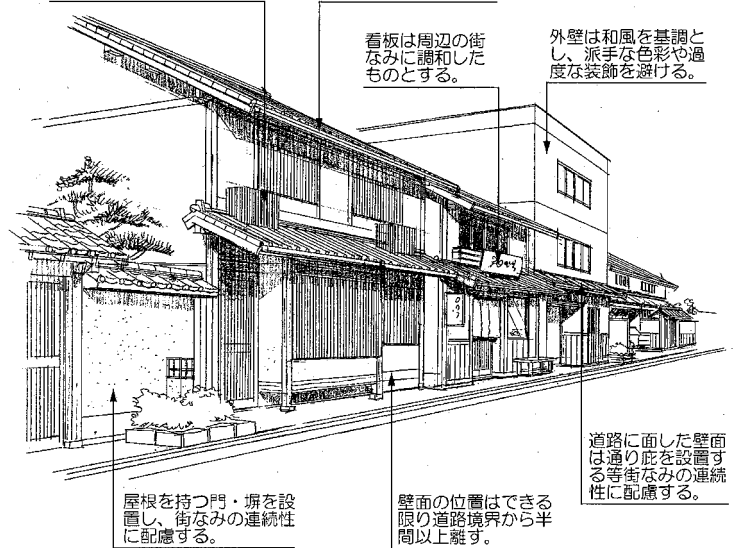
### 基本ルールに基づいた修景イメージ

建築設備等には目隠しを施し、周辺の街なみを阻害しないように配慮する。

勾配屋根を基本とし、日本瓦もしくは同程度の仕上げとする。

看板は周辺の街なみに調和したものとする。

外壁は和風を基調とし、派手な色彩や過度な装飾を避ける。



屋根を持つ門・塀を設置し、街なみの連続性に配慮する。

壁面の位置はできる限り道路境界から半間以上離す。

道路に面した壁面は通り庇を設置する等街なみの連続性に配慮する。

## ■平成16、17年度の2か年で以下の4件の京町家が再生しました。

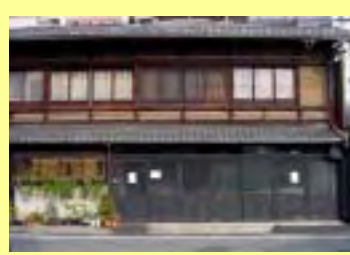
〔森口邸〕



〔菊岡邸〕



〔谷口邸〕



〔岡野邸〕



## ■ 界限の自主協定に基づき具体的な京町家再生事業が完成

会の活動を開始して約10年が経過した平成17年3月に姉小路通に京町家が再生され、会設立の目的である「誇りに思える町並みづくりを、まちの皆の手で実現する」ことができ、事業は継続しています。